

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

1 管理者の氏名

院長 高森 薫生

2 診療日

月～金曜日

【土曜日、日曜日、祝祭日、お盆(8/15)、年末年始(12/29～1/3)を除く】

3 診療時間

受付時間 午前 8：30～11：00、午後 13：30～15：30

診療時間 午前 9：00～12：00、午後 13：30～17：00

4 病床数

270 床（精神科）

5 入院基本料に関する事項

【病棟の種類】

- ・精神病棟入院基本料 15：1
- ・精神療養病棟
- ・認知症治療病棟

◇精神療養病棟

当院の 3 階、5 階、6 階病棟(精神療養病棟)では、1 日に 12 名以上の看護要員(看護師または准看護師および看護補助者)を配置しています。

- ・午前 8：30～午後 5：00(日勤時間帯)の看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内です。
- ・午後 5：00～翌朝 8：30(夜勤時間帯)の看護要員 1 人当たりの受け持ち数は 30 人以内です。

◇認知症治療病棟

当院 4 階病棟(認知症治療病棟)では、1 日に 8 名以上の看護職員(看護師または准看護師)および 6 人以上の看護補助者を配置しています。

- ・午前 8：30～午後 5：00(日勤時間帯)の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 8 人以内、看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 24 人以内です。
- ・午後 5：00～翌朝 8：30(夜勤時間帯)の看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

◇精神病棟入院基本料 15：1

当院の 7 階病棟(精神一般病棟)では、1 日に 9 名以上の(看護師または准看護師)および 5 人以上の看護補助者を配置しています。

- ・午前 8：30～午後 5：00(日勤時間帯)の看護職員は 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。また看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。
- ・午後 5：00～翌朝 8：30(夜勤時間帯)の看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 23 人以内です。

6 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び、身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師、看護師等が共同して入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び、身体拘束最小化の基準を満たしている。

7 明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点ご理解をいただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

8 九州厚生局への届出

指定医療

- (1) 保健医療機関
- (2) 指定自立支援医療機関
- (3) 生活保護法指定医療機関
- (4) 精神保健福祉法に関する法律第33条の6項の規定に基づく応急入院指定病院
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関

認定施設

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特例措置をとることができる精神科病院
- (2) 臨床研修指定病院
- (3) 日本精神神経学会専門医制度研修施設

基本診療科の施設基準

- (1) 精神病棟入院基本料 15 : 1
- (2) 看護補助加算 1
- (3) 看護補助体制充実加算 1
- (4) 看護配置加算
- (5) 療養環境加算
- (6) 精神科応急入院施設管理加算
- (7) 精神科病棟入院時医学管理加算
- (8) 精神科身体合併症管理加算
- (9) 精神療養病棟入院料
- (10) 重症者加算 1
- (11) 認知症治療病棟入院料 1
- (12) 認知症夜間対応加算
- (13) 医療保護入院等診療料
- (14) 胃瘻造設術(医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術)
- (15) 医療DX推進体制整備加算
- (16) 療養生活継続支援加算
- (17) 早期診療体制充実加算
- (18) がん治療連携指導料

特掲診療料の施設基準

- (1) 検体検査管理加算(Ⅰ)
- (2) CT 撮影および X-P 撮影
- (3) 通院在宅精神療法の注 8 に規定する療養生活継続支援加算
- (4) 通院在宅精神療法の注 11 に規定する早期診療体制充実加算
- (5) 精神科作業療法
- (6) こころの連携指導料(Ⅱ)
- (7) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- (8) 入院ベースアップ評価料 20
- (9) 酸素の購入単価

9 一般名処方加算に係る院内掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。後発医薬品の存在する医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。

10 通院・在宅精神療法に係る院内掲示

診療体制の充実を図るため、以下の取り組みを行っています。

- ・患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメント
- ・障害福祉サービス等の利用に係る相談
- ・介護保険に係る相談
- ・相談支援相談員、介護支援相談員からの相談
- ・市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携
- ・入院していた患者様の退院後支援
- ・身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携
- ・健康相談、予防接種に係る相談
- ・可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方の回避

11 医療情報取得加算に係る院内掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、当院を受診された患者様に対して、他医療機関での受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報の取得・活用し、診療を行っております。

12 医療 DX 推進体制整備加算に係る院内掲示

当院は医療 DX について以下の取組を実施している保健医療機関です。

- ・医師等が診療を実施する診察室において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して診療を実施している。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施している。

13 予約診療について

受診について、初診時は予約制となっています。

再診は、主治医の担当曜日の受診をお願いしています。

予約料金はありません。

14 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温にて提供しています。

入院時食事療養費

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)
一般(70歳未満)	一般(下記以外)	510円 指定難病患者等
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間90日以内 240円 過去1年間の入院期間90日超 190円
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅰ	110円

15 保険外負担に関する事項

当院では下記の項目について、実質のご負担をお願いしています。

名称	金額
個室料 特別室 A (726 号室)	1,100 円/日額
個室料 特別室 B (313・316・720・721 号室)	550 円/日額
個室料 特別室 C (725 号室)	330 円/日額
預り金管理費	1,760 円/月
日用品購入代行事務費	1,870 円/月
男性カット(散髪代)	1,870 円/月
男性丸刈り(散髪代)	1,210 円/月
女性カット(散髪代)	1,540 円/月
処置費(死後)	11,000 円
ゆかた一式	2,200 円
付添食 (朝・昼・夕)	550 円・957 円・880 円
寝具代 (付添者用)	110 円
診療記録開示基本料	5,500 円
診療記録開示時、印刷代金	20 円/1 項
各種予防接種代金	実費
感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与代金	実費
面談料	3,300 円～
各種診断書代金	550 円～

16 院外処方箋

当院は、基本的には院内処方となります。

しかし、患者様をご希望の際には院外処方箋を発行することも可能です。

院外処方箋につきましては、発行日から4日以内にかかりつけ薬局にてお薬をもらっていただけます。

院外処方箋は、保険薬局であればどここの薬局でもお薬の受け取りは可能です。しかし、自立支援制度等をご利用の場合は薬局の指定が必要となるため当院相談員までご相談ください。